

○厚生労働省告示第三百三十六号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）

第二十九条の規定（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。）によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第二百八十六号（新潟県の一部の地域における労働保険料等に関する申告期限等を延長する件）において厚生労働大臣が別に定めて告示することとされている期日は、徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限が平成十九年七月十六日から平成十九年十一月十二日までの間に到来するものについて、平成十九年十一月十三日とする。

平成十九年十月十二日

厚生労働大臣　舛添　要一